

会 議 録

第 1 9 回定例会

開会 令和 8 年 2 月 2 4 日

教育委員会会議録

1 開 会 令和8年2月24日 午前10時

2 閉 会 令和8年2月24日 午前11時28分

3 教育委員会出席者

教育長	中川 齊史
委員	島 隆寛
委員	横田 賢二
委員	糸井 恵理
委員	武田 國宏
委員	横田 恵理子

4 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	松本 光裕
教育次長	海老名 正規
教育次長	眞相 秀也
教職員課長	井利元 裕哉
義務教育課長	長谷 彰彦
特別支援教育課長	中山 登
体育健康安全課長	國方 正一
教育政策課長	地面 浩
教育政策課副課長	櫻木 大介

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 令和8年2月定例会県議会における質疑概要について報告する。

〈質 疑〉

島委員：地元の企業との連携について、先日、高校生が企業を訪問し、その学びを発表するという取組があり、自身の企業でも受け入れた。各学校で行っているこうした取組や事例を県教委で集約し、企業との連携に関するノウハウを共有する仕組みを作ってはどうか。

副教育長：各学校は独自に地域や企業と連携した取組を行っており、各学校間で事例等の情報共有が図られるよう、今後の参考として検討していきたい。

横田(賢)委員：事例が多く共有されれば、企業側としても自社や他市町村で同様の取組を展開しやすくなる。学校からの視点だけでなく、受け入れる企業側のノウハウを共有することも、相互理解を深める非常に良い機会である。

島委員：数年前にも、高校生が企業のホームページを見て、若者の目線から改善点を発表してくれたことがあった。大人で構成される企業にとっても、若い世代の視点が得られることは非常に有意義であった。

[議 事]

教育長 協議事項1及び協議事項2を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項2 第4回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の概要について》

教育長 報告を求める。

特別支援教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

横田(恵)委員：教員不足への対応策に関連して、特別支援学校教員の志願者が約30%減少しているとの現状がある。この減少について、理由をどのように分析しているか。また、支援学校に通う生徒が増加している中で、いわゆる「グレーゾーン」の生徒への就学相談や、現場での適切な学びの場の選択はどのように行われているか。

特別支援教育課長：1点目の志願者減少については、大学等で特別支援学校教諭免許状を取得する条件が厳しくなっていることが、受審者減少の一因と捉えている。2点目の就学については、障がいが重度であっても地域で学びたいという意向を持っている方もいる。特別支援教育巡回相談員が各学校を巡回し、子供の実態や教育課程について共に考える中で、最終的に本人・保護者の意向に沿った適切な学びの場が選択されるよう対応している。

島委員：企業側も障がい者雇用について学ぶ場があるが、グレーゾーンの方や手帳を持たない方の雇用に悩むケースもある。特別支援教育巡回相談員の方には、企業での就労や手帳の有無によるメリット・デメリットなど、大人になってからのキャリアについても詳しい話を伝えていただけるようお願いしたい。

特別支援教育課長：卒業後の先のことを見据えた相談は重要と考えている。総合教育センターでの教育相談や、特別支援教育巡回相談員とともに各校の進路担当教員が同席して情報提供できる体制を整えており、今後もその視点を大事にしたい。

横田(賢)委員：特別支援教育巡回相談員は県内に何名ほどいるのか。また、各学校にどの程度の頻度で行っているのか。

特別支援教育課長：現在、小中学校籍9名、特別支援学校籍26名の計35名が配置されている。活動実績としては、昨年度で年間約1,800件から2,000件の相談等を受けている状況である。

武田委員：校長・教頭時代に、特別支援教育巡回相談員の予約がなかなか取れない現状があった。市町村単位で特別支援教育コーディネーターを対象とした研修など、連携は行われているか。また、就労先の開拓について、保護者が学校側に情報を求めることも多いが、企業側からのアプローチや開拓のビジョンはあるか。

特別支援教育課長：特別支援教育コーディネーターへの研修は県でも実施しているが、市町村単位の研修へ特別支援教育巡回相談員を講師として派遣するなどの連携も行っている。また、学校間の連携として、特別支

援教育コーディネーター同士が顔の見える関係を築けるよう地域別事例検討会等を実施している。就労先については、各校の進路担当が企業を回るほか、知事部局と連携した「ゆめチャレンジフェスティバル」等を通じ、障がい者雇用を検討する企業と生徒が直接交流する場を設けている。

島委員：みなと高等学園などでは、先生が企業と一緒に作業をしたり、卒業後1年間は定期的に訪問したりと、非常に面倒見が良いと聞く。企業側も人手不足なので、学校間でのノウハウ共有が大事だと考える。

特別支援教育課長：年数回、進路担当教員が集まる会を設けており、学校間で生徒を受入れていただいた企業等の情報を共有している。

糸井委員：池田支援学校美馬分校の「みまカフェ」をモデルとした全県展開について、これまでの課題や、今後広げていく上での難しさはあるか。

特別支援教育課長：平成28年のスタート時、生徒たちは不特定多数の地域の方と接することに対する緊張や苦手さから苦労したと聞いている。県内の展開については、施設面が課題となるが、現在、整備を進めている国府支援学校にもカフェ施設を設けることとしているため、次は国府支援学校で展開するようビジョンを描いている。

《報告事項1 「徳島県における中学校の部活動の地域展開等に関する手引き」(案) について》

教育長 報告を求める。
義務教育課長・体育健康安全課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

横田(恵)委員：課題もあるかと思うので、3点伺いたい。1点目、受け皿となる地域クラブ活動の運営団体について、確保できる見通しはどうか。西部や南部など、地域特性を生かした形で活動ができる団体が確保できる見通しがあるか。また吹奏楽等の文化部活動の指導者が確保できるか見通しを聞かせてほしい。2点目、活動経費は受益者負担と聞いているが、活動場所への移動手段等も必要になる。県や市町村の手厚い支援がなければ、生涯スポーツとしての体力づくりや精神面を養うという活動の意義がなくなり、お金のかかる贅沢な活動を一部の

ものがするという事になってしまわないか。3点目、教員の兼職兼業がしやすくなることについては良いことだと思うが、土日も休まず部活動を一生懸命指導してきた教員も多い。例えば、授業の関係を考えると非常に難しいことだとは思いますが、休日に働いた場合は必ず月曜日に代休が取れる等の改革を行わなければ、兼職兼業を申請して部活動を指導したいという教員を確保するのは難しいのではないかと。加えて、指導者や審判の資格等の研修の機会が確保しやすく、お金の掛からないものにする等の配慮も併せて行うべきではないか。

体育健康安全課長：受け皿の団体については、地域の総合型クラブや少年団等から中学校で受け入れをしていただく。指導者については、運動部、文化部それぞれで人材バンクを設置しており、市町村からの問い合わせに対してマッチングできるように人材確保を充実させていくため広報している。

義務教育課長：文化活動については本年度徳島市がモデル事業を実施している。人口の多い徳島市であれば協力いただける団体もあるが、県南部、県西部等では苦勞している状況がある。他県で文化的な活動をどのように地域展開しているかという情報を集めているところであり、そういった情報を提示しながら市町村が見通しを持てるようにしたい。

体育健康安全課長：活動費等の受益者負担については、保護者の費用負担の増加は重要な課題であり、来年度からの地域展開の国の補助金で参加費の軽減支援は可能だが、改革実行期間後も継続して支援していくには、団体ごとの自立した活動も必要になる。ふるさと納税や企業の協賛等、全国の先進的な取組を研究し、各市町村と情報共有していきたい。移動手段についても、県南部や県西部では各市町村単独では難しいため、複数の市町村で協議会を立ち上げて検討を進めているところである。

義務教育課長：兼職兼業については、勤務している市町村と住まいのある地域が異なる場合の取り扱いや市町村間の連携等が必要になるため、先行事例の状況も踏まえて検討してまいりたい。

武田委員：1点目、地域クラブの認定は令和8年度からということで、市町村教委に周知され準備が進んでいると思うが、どの程度準備が進んでいるのか。2点目、地域クラブの認定要件について、

市町村教委が認定することだが、部活動においてトラブルは必ず起こる。これまで中学校の教員や学校が対応していたトラブル処理や、大きな事故が起こった時の対応は、学校の管理下ではないため市町村が処理をしていくという解釈でよいか。3点目、兼職兼業については、給与が出ると解釈してよいか。

体育健康安全課長：市町村への情報伝達については、本年度の個別相談会や勉強会で国の制度の説明を全市町村の担当者に周知している。トラブル対応については、基本的には登録しているチームで対応することになり、学校の管理下ではないため、怪我等の補償についても各チームで保険に加入して対応する。保護者とのトラブル等については、認定している市町村教委も間に入って対応していくと考えられる。兼職兼業の報酬については、金額等は決まっていないが、地域クラブが指導者として依頼するため、無償ボランティアではなく報酬が発生することは想定されている。

武田委員：報酬については、長期的には市町村が補助するのか、国や県も予算を組んで支払うのか、それについてのビジョンはあるか。

体育健康安全課長：来年度からは国から補助金が出るため、そこから指導費も出すことができる。来年度は国、県、市町村が一部出して公的な補助が可能だが、その先については明言されていないため、基本的には受益者負担の部分も必要になってくる。

武田委員：制度自体は良いと思うが、小さな市町村の教育委員会に地域クラブの認定や運営をする余力があるか心配である。少年スポーツでも監督の暴言やハラスメントの問題は頻繁に起こっており、熱中症対策等も含め、市町村教委がきっちりと指導して認定しなければ子供たちが不利益を被ることになるため、時間をかけて丁寧に認定を行っていく必要があると感じる。コスト面については、税金でやるわけにいかないと思うので、長期的な運営のため、寄附を集める等の仕組みを作ることが今後の大きな課題だと感じる。

糸井委員：今年度までの改革推進期間において、香川県では県をまたいで徳島の鳴門から生徒を呼んで取組をした事例が記載されていたが、推進期間でどのような事例があったか教えてほしい。また、参加費から出る指導謝金によって、地域展開の指導員の仕事として成り立つのか。保護者の負担が増える場合に、参加控えが起きるのではないか。遠征費や参加費の一部支援の記載があったが、豊かな活動機会を提供することが認定要件となるこ

とで、スポーツの種類が増減し、地域をまたいで参加することも可能になるのか、それに伴う保護者の負担について聞きたい。休校の空き教室を利用する可能性があるかもしれないが、耐震基準を満たしていない場所も多い。具体的に使えるような場所のリストはあるか。指定管理の体育館等を利用する場合の予約システムと、部活動を休日に地域に展開した場合の予約のバランスの取り方など、どのようにシステム構築するのか教えてほしい。

体育健康安全課長： 県内各市町村の取組では、各学校の部活動を休日に地域へ移す形が基本となっている。中学校体育連盟が参加を認めるクラブチームも大会に参加できるため、令和5年度からの3年間で休日地域展開しているクラブや既存のクラブチームが、運動部では県中学校総合体育大会にこれまで43チーム参加した。取組は各市町村で行っており、来年度以降は県南部や県西部等で複数市町村が広域でチーム作りを進める予定も聞いている。参加費について、指導費で仕事として成り立つかという点だが、現在は休日のみのため時給2千円前後となり、生活を成り立たせるのは厳しい状況である。受益者の費用負担については、しばらくは国の補助が出るが、将来的な継続的財源確保は必要になるため、ふるさと納税等の寄附の方法も各市町村と協力しながら研究していく。施設予約については、各市町村管理の施設は市町村ごとのシステム構築となる。県立施設等については、利用者会議等で継続的な利用方法を相談し、システムに入れられるか検討が必要である。

義務教育課長： 地域をまたいでの連携については、生徒数の少ない市町村では部活動を成り立たせるのが難しいため、複数市町で一緒に地域展開できないか協議されているという話は聞いている。全国でも同様の事例が出てくると思われるため、県としては情報収集に努め、市町へ情報提供したいと考えているが、現状で確実に決まっているものはない。

《議案第66号 徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則について》

教育長 説明を求める。
教育政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

武田委員：公益信託に関する規則が廃止され、新制度になることで、寄附等が増える可能性はあるか。自身に関わるNPO法人の子ども食堂の活動においても、寄附者への税制上のメリットが課題となっている。法改正により個人や企業が寄附しやすくなるのであれば、制度を広く周知すべきである。部活動の地域展開なども、長期的には寄附等の支援を得て運営する仕組みが必要であると考えている。

教育政策課長：今回の国の公益信託法の全面改正は、これまで教育委員会が行っていた許可や監督を知事に一括するなど、手続きの透明性の向上や基準の統一化を図るものである。広く一般からの寄附を受け付ける仕組みというよりは、個人や企業が公益目的のために財産を信託銀行に預ける公益信託制度の使いやすさを改善するものであり、公益信託への寄附について税制優遇措置が図られることから、結果として寄附が増える可能性はある。

武田委員：個人や企業が公益目的のために財産を拠出するのが便利になるという理解でよいか。

教育政策課長：そのとおりである。なお、対象となる公益目的については法律に列挙されている。

教育長 議案第66号を原案通り決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第66号を原案通り決定する旨を告げる。

[非公開]

《協議事項1 教育委員会事務局等組織について》

《協議事項2 教職員人事異動に関する案件について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午前11時28分